

都道府県等が行う支障除去等事業に対する支援制度に関するアンケート取りまとめ結果の概要

平成 23 年 8 月 5 日
環 境 省

平成 23 年 2 月に、109 の都道府県、政令市（都道府県等）に対し、都道府県等が行う支障除去等事業に対する支援制度に関するアンケートを実施した。その結果、得られた回答の概要は以下のとおりであった。

1. 支援制度の必要性について

支援制度の必要性については、無回答の 1 自治体を除き、すべての自治体から必要であるとの回答があつた。

主な理由としては、

- ・ 支障の除去等には多額の財源が必要となること、
 - ・ 行政のみの責任ではないことや住民の理解を得るために必要であること、
 - ・ 地域間の公平性の観点から必要であること、
 - ・ 支援制度の存在自体が重要であること、
- などが挙げられている。

2. 行政対応により支援に差を設けることについて

行政対応により支援に差を設けることについては、「基準を設けるのは困難ではないか」という回答や、「限られた人員、予算等の中でできる限りのことを行っているが、仮装・隠ぺいしながら行われる不適正処理に対する行政対応には限界がある」といった回答が複数寄せられた。

また、「行政対応の検証等で対応が遅れることを懸念」する回答や、「法的根拠のない第三者機関に行政対応を判断されることに疑問を感じる」という回答や、「支援に差を設ける必要がある」とする回答もあつた。

全体的には支援に差を設けることについて否定的な回答が多かったが、行政対応を検証することについて否定するものではなく、事後であっても検証を行いその内容を公表すべきという回答もあつた。

そのほか、支障の状況や支援額に応じて、支援割合に差を設けてはどうかという回答もあつた。

3. 支援制度における負担のあり方について

多くの自治体から現行制度の継続や、負担割合の維持を求める声が多かった。一方、税やマニフェストによる排出事業者からの徴収等により、広く薄く徴収すべきといった回答や、処理業者による保証金制度の創設といった回答も寄せられた。

また、都道府県等が負担する事業費に対する基金から無利子貸付をすべきという回答や、罰金を事業費に充てるため特定財源化すべきといった回答もあつた。

そのほか、現行制度の継続を前提としながら、基金に出えんしている企業名や出えん額を公表することなどにより出えんへのインセンティブを高めるべきという回答も寄せられた。

4. その他

他の回答として、支障の調査等対象となる事業の拡充や、手続きの簡素化を望む声が複数寄せられたほか、都道府県から移管された事案を受け持つ政令市や、財政的に脆弱な自治体等について考慮してほしいとの回答もあつた。また、財産の差し押さえや財産調査等強力な権限の付与や環境省における相談体制の整備等、国に対する要望もいくつか寄せられている。